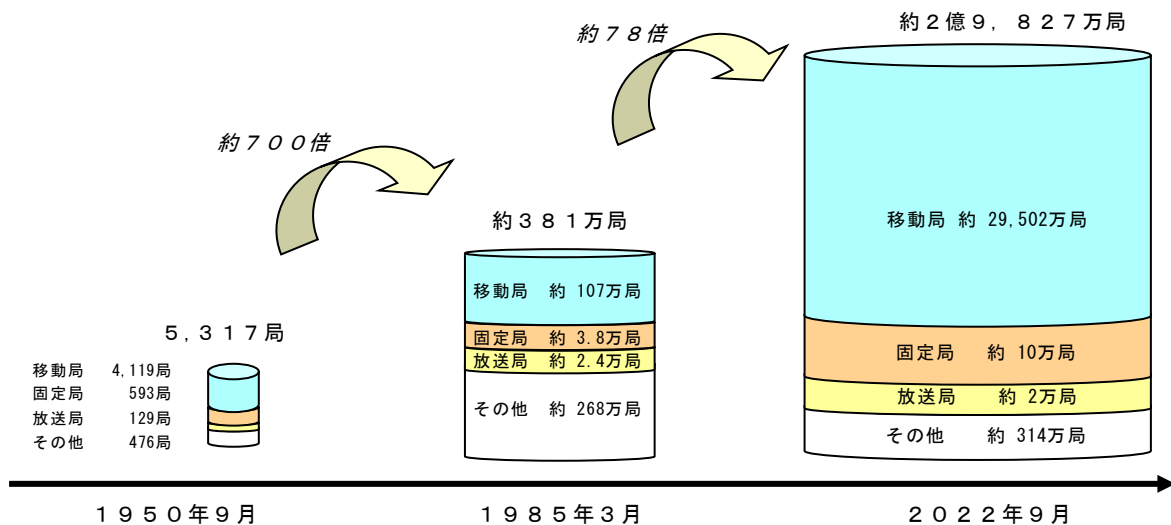


第 1 章

電波の利用状況調査・公表制度の概要

第1節 制度導入の背景

携帯電話や無線 LAN の普及・利用拡大に伴うサービスの多様化・高度化が進展しており、電波利用は量的にも質的にも大きく変化し、電波に対するニーズはますます多様化する方向にあり、電波は私たちの生活において不可欠なものとなっている。電波法が制定された1950年（昭和25年）当時、電波は公共分野を中心に利用され、無線局数は全国で5,000局程度であった。しかし、図1に示すとおり、1985年（昭和60年）の電気通信業務の民間開放を契機に、移動通信分野における利用が爆発的に普及・発展し、2022年（令和4年）9月での無線局数は、1985年3月の約78倍に相当する約2億9,827万局に達している。



《図1 無線局数の推移》

電波の利用は拡大し、携帯電話や無線 LAN といった通信分野だけではなく、産業効率化、地域活性化、医療、環境等の様々な分野への利活用が広がっており、第5世代移動通信システム（5G）をはじめとする移動通信、多様な分野でのIoTの利活用、測位やセンシング、ワイヤレス給電など社会経済の幅広い分野への展開が期待される。

このほかにも、新たな電波利用を実現するための研究開発が進められており、我が国における電波利用はこれからも成長・発展が進むものと考えられる。

これらの新たな電波利用システムを導入するに当たっては、そのシステムに割り当てる周波数を確保するため、周波数の移行・再編を行う必要がある。そのためには、実際に電波がどのように使われているかについて、現状を把握する必要があることから総務省では平成14年に電波法を改正し、電波の利用状況を調査し、その調査結果を評価する電波の利用状況調査制度を平成15年より導入した。この評価結果を踏まえ、周波数の移行・再編を円滑かつ着実に実行するための具体的取組を示した周波数再編アクションプランを策定し（平成16年に策定、毎年更新）、周波数割当計画の改定により周波数の移行期限を定め、周波数移行・再編を具体化してきたところである。

また、電波の有効利用の程度の評価については、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたが、令和4年の電波法改正により、電波の公平かつ能率的な利用を促進する観点から、技術の進展などに対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うこととなった。

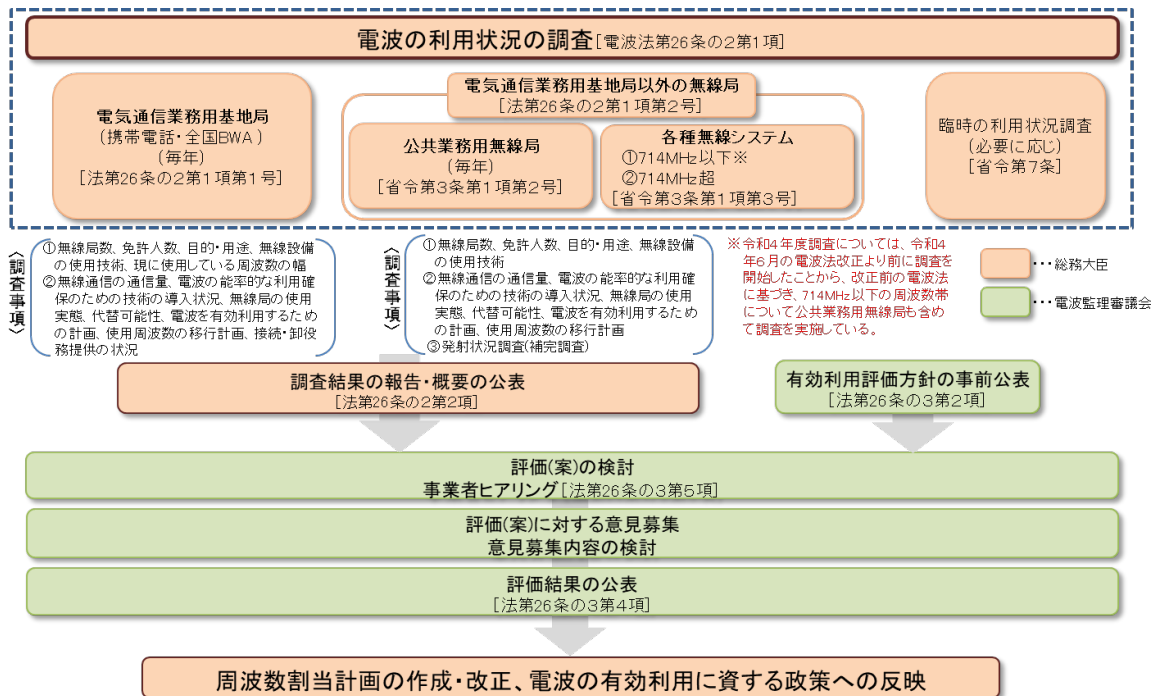
第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要

(1) 調査の目的

移動通信、無線アクセス等の今後増大する電波需要に的確に対応し、電波利用の一層の円滑化を図るため、電波の利用状況を調査し、電波の再配分計画の策定その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 調査の法的根拠

電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2の規定及び電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）（以下「調査・評価省令」という。）に基づき実施するものである。



《 図 2 電波の利用状況調査・公表制度の概要 》

(3) 調査の対象

調査・評価省令第3条の規定により、無線局の種類に応じて定められた期間を周期として、電波法で定める周波数帯（3THz以下）を調査する。

無線局の種類	調査周期
電気通信業務用基地局 （携帯電話及び全国広帯域移動無線アクセスシステム）	毎年度実施する
公共業務用無線局	毎年度実施する
上記以外の各種無線局	周波数帯を714MHz以下のものと714MHzを超えるものに2区分して、毎年一の区分ごとに実施する

(4) 調査事項及び調査方法

電波の利用状況調査は、調査・評価省令第4条に基づき、原則として、全国11か所にある総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）及び周波数割当計画に記載されている割当可能な周波数の範囲ごとに行う。

調査事項及び調査方法については、調査・評価省令第5条に規定されている。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等となっている。また、調査方法については、免許人に調査票を送付し報告を求める、無線局監理データベース（総合無線局管理ファイル）のデータを基に調査を行う等となっている。また、令和2年4月1日に無線局単位での調査など重点調査の実施等を可能とする制度改正が行われている。これに基づき、令和2年度より新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、過去の調査・評価結果等を踏まえ移行が進んでいない電波利用システム等について、重点調査を実施している。具体的な調査事項としては、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画及び使用周波数の移行計画等に加え、無線局単位での、実運用時間、運用エリア等も含む。また、調査方法については、調査票調査及び、無線局監理データベース（総合無線局管理ファイル）調査に加え、電波の発射状況調査による実測結果も活用する。

(5) 調査結果の公表

調査結果の公表に当たっては、調査・評価省令第8条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧に供するほか、インターネットで公表する。

第3節 令和4年度電波の利用状況調査の概要

(1) 調査対象

714MHz以下の周波数帯を対象として調査を実施した。

なお、令和4年6月の電波法改正により、公共業務用無線局とその他の各種無線システムを分けて調査することとなったが、令和4年度電波の利用状況調査は電波法改正より前に調査を開始したことから、改正前の制度に基づき、714MHz以下の周波数帯について公共業務用無線局も含めて調査を実施している。

(2) 調査基準日

令和4年4月1日を基準として実施した。

(3) 調査事項及び調査方法

調査・評価省令第5条に基づき、免許を受けた無線局、登録を受けた無線局並びに免許及び登録を要しない無線局に係る調査（以下、「重点調査以外の調査」という）を実施した。

免許を受けた無線局に係る調査については、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理及び同法第26条の2第3項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集（携帯無線通信等を除く。）により実施した。

また、登録を受けた無線局に係る調査については、登録人の数及び登録局の数に関して、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理により実施した。

714MHz以下の周波数帯を使用する無線局の調査事項等 (調査・評価省令第5条第3項関係)

調査事項	調査方法
① 無線局の数	電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
② 免許人の数	
③ 無線局の目的及び用途	
④ 無線設備の使用技術	
⑤ 無線局の行う無線通信の通信量	電波法第26条の2第3項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集
⑥ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況	
⑦ 無線局の具体的な使用実態	
⑧ 他の電気通信手段への代替可能性	
⑨ 電波を有効利用するための計画	
⑩ 使用周波数の移行計画	

注 包括免許の無線局については、電波法第103条の2第5項に規定する開設無線局

数のみを調査事項とし、調査・評価省令第5条第3項第1号に規定する方法により実施した。

さらに、調査・評価省令第6条に関する告示に基づき、下記の4システムの重点調査を実施した。

重点調査の対象となる電波利用システム

(調査・評価省令第6条関係)

電波利用システム名
航空無線(120MHz帯)(航空局)
航空管制用無線(120MHz帯)(航空局)
航空無線(120MHz帯)(航空機局)
市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)

免許及び登録を要しない無線局に係る調査については、次に掲げる区別ごとに、それぞれの欄に示す調査事項及び調査方法により実施した。

免許及び登録を要しない無線局の調査事項等(調査・評価省令第5条第5項関係)

1 区別	2 調査事項	3 調査方法
電波法第38条の6第1項の技術基準適合証明を受けた無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の24第1項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第38条の29において準用する同法第38条の20第1項に基づき同法第38条の24第1項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第3項において準用する同法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の31第1項の技術基準適合証明に係る無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
電波法第38条の31第5項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第38条の31第6項において準用する同法第38条の20第1項の規定に基づき同法第38条の31第5項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第6項において準用する同法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の33第1項の確認に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第40条第1項第4号に規定する検査を行った特別特定無線設備の数量	電波法第38条の38において準用する同法第38条の20第1項に基づき同法第38条の33第4項の届出業者に対して報告を求める事項の整理
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号)第33条第2項の工事設計認証に係る無線設備	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号)第33条第2項の規定により法第38条の25第2項の規定が適用される場合における特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号)第33条第2項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理

注 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。

(4) 用語集

分類	使用する用語	用語の意味
全般	周波数区分	周波数の特性や電波利用形態等を勘案した周波数帯の区分であり、調査結果はこの区分ごとに取りまとめられる。
	無線局	無線設備と無線従事者の総体。
	免許人	無線局を開設し運用するために無線従事者の免許を取得し、無線局を使用する主体。
	総合通信局	情報通信行政を所管する総務省の地方支分部局（沖縄総合通信事務所を含む）。
	電波利用システム	用途や周波数帯等、いくつかの条件によって分類された無線局群の総称。
重点調査	調査指標	電波の利用度を調査するための観点となる指標。時間利用度、エリア利用度、周波数帯幅利用度、技術利用度を指す。
	時間利用率	1年間でどの程度無線局が電波を発射しているかを表した割合。 「年間の利用日数」÷「1年間（365日）」で算出される。
	エリアカバー率	47都道府県のうちどの程度の都道府県で無線局が電波を発射しているかを表した割合。 「無線局が発射している都道府県数」÷「全都道府県（47）」で算出される。
	周波数集計区分	周波数帯幅利用度を調査する際に使用する集計の区分。
	密集度	MHzあたりの無線局数（周波数集計区分ごとに算出。免許上の割り当てに基づく）。

(5) 調査結果の公表

電波法第26条の2第2項及び調査・評価省令第8条第3項に規定するとおり、利用状況調査の結果の概要をインターネットの利用により公表するほか、総務省総合通信基盤局及び総合通信局において公衆の閲覧に供する。

(6) 調査等のスケジュール

- 令和4年6月 総務省より免許人に調査票を送付
- 令和4年8月 調査票を回収
- 令和4年9月～令和5年2月 調査票の集計及び分析を実施
- 令和5年3月 電波監理審議会に調査結果を報告

第4節 調査方法

- (1) 令和4年度の調査に当たっては、対象周波数帯（714MHz以下の周波数帯）を5に区分し、それぞれの周波数区分ごとに調査を行う。
- (2) 各周波数区分の調査に当たっては、各区分の周波数の電波を使用している電波利用システムの電波の利用状況を基に調査を行う。令和4年度調査では、総計約403万局の無線局を349の電波利用システムに割り当てており、これらの電波利用システムの調査を行っている。なお、各周波数区分における電波利用システムの割当状況は、調査基準日（令和4年4月1日）時点のものを記載している。
- (3) 令和4年度の調査に際し、平成29年度及び令和2年度に実施した電波の利用状況調査（714MHz以下の周波数帯）との経年比較を行う場合、当該年度の免許人数及び無線局数のデータは以下のように集計している。

調査年度	集計方法
平成29年度データ	令和4年度に再集計
令和2年度データ	

(4) 各章の章立ては下表のとおり。第3章及び第4章が全国の調査結果であるのに対し、第5章は各総合通信局の調査結果となっている。第4章各節は第5章各節第2款各目にそれぞれ対応している。

章		節		款		目	
1	電波の利用状況調査・公表制度の概要	1	制度導入の背景	-	-	-	-
		2	電波の利用状況調査・公表制度の概要	-	-	-	-
		3	令和4年度電波の利用状況調査の概要	-	-	-	-
		4	調査方法	-	-	-	-
2	重点調査対象システムの調査結果	1	重点調査システムの調査結果の概要	-	-	-	-
		2	航空無線(120MHz帯)(航空局)、航空管制用無線(120MHz帯)(航空局)、航空無線(120MHz帯)(航空機局)の利用状況	-	-	-	-
		3	市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)	-	-	-	-
3	重点調査以外の調査票調査結果	1	公共業務用無線局	-	-	-	-
		2	その他のシステム	-	-	-	-
4	周波数区分ごとの調査結果	1	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	-	-	-	-
		2	26.175MHz以下の周波数の利用状況	-	-	-	-
		3	26.175MHz超50MHz以下の周波数の利用状況	-	-	-	-

		4	50MHz 超 222MHz 以下の周波数の利用状況	-	-	-	-
		5	222MHz 超 335.4MHz 以下の周波数の利用状況	-	-	-	-
		6	335.4MHz 超 714MHz 以下の周波数の利用状況	-	-	-	-
5	各地方局等における調査結果	1	北海道総合通信局	1	重点調査以外の調査票調査結果	1	公共業務用無線局
						2	その他のシステム
		2	周波数区分ごとの調査結果	1	714MHz 以下の周波数の利用状況の概況		
				2	26.175MHz 以下の周波数の利用状況		
				3	26.175MHz 超 50MHz 以下の周波数の利用状況		
				4	50MHz 超 222MHz 以下の周波数の利用状況		
				5	222MHz 超 335.4MHz 以下の周波数の利用状況		
				6	335.4MHz 超 714MHz 以下の周波数の利用状況		
		2	東北総合通信局	(同上)	(同上)		
			(中略)	(中略)	(中略)		
10	九州総合通信局	(同上)	(同上)				
11	沖縄総合通信事務所	(同上)	(同上)				
6	総括	-	-	-	-		

- (5) 図表注釈のうち、共通のものを下表にまとめる。なお、共通注釈が当てはまらない場合や、個別の図表に必要な注釈は各図表の下部に記載する。

分類	共通注釈内容
有効回答数	調査票に回答した免許人数又は無線局数を示す。
図表中の割合の算出	調査票に回答した免許人数又は無線局数に基づき算出している。
表の塗りつぶし	回答割合が最も大きい選択肢を塗りつぶしている。
0.0%表示	0.05%未満については、0.0%と表示している。
0.00%表示	0.005%未満については、0.00%と表示している。

(6) 免許人数及び無線局数に関する図表と、集計時のポイントについて下表の通り説明する。なお、調査票に関する図表については、(7)で説明する。

<免許人数及び無線局数に関する図表>

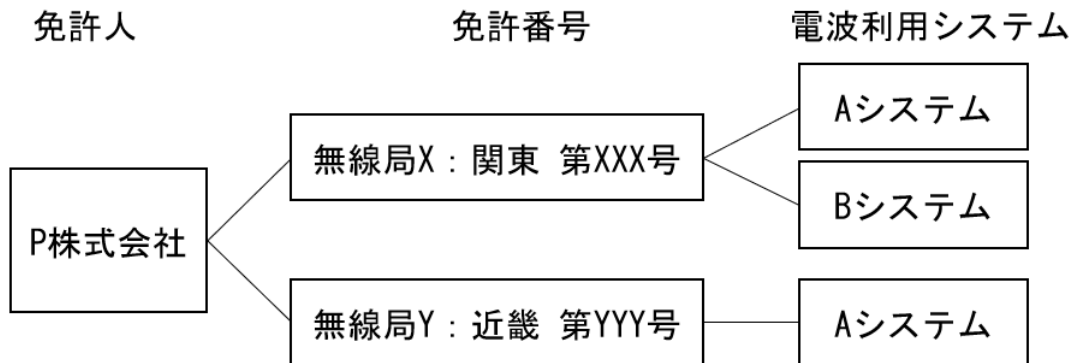
掲載箇所	図表
第4章第1節 第5章第●節第2款第1目 (714MHz以下の概況)	周波数区分別無線局数の割合及び局数の推移
	総合通信局ごとの周波数区分別無線局数の割合
	総合通信局別無線局数の推移
	利用する免許人数及び無線局数
第4章第2～6節 第5章第●節第2款2～6目 (周波数区分ごとの調査)	システム別無線局数の推移
	総合通信局ごとのシステム別無線局数の割合
	総合通信局別無線局数の推移
	電波利用システムごとの免許人数、無線局数及び無線局数の割合

(注) 第●節は、総合通信局により異なる。

<集計時のポイント>

ポイント	内容	該当箇所
①	1無線局が複数の電波利用システムに紐づく場合、各システムで免許人数1者・無線局数1局と計上される。	システムごとの「免許人数」又は「無線局数」が集計されている図表全て
②	第4章では、複数の総合通信局に属する免許人の重複を排除する。	第4章にて「免許人数」が集計されている図表全て

以下、免許人「P株式会社」を例にとる。



<免許人数及び無線局数の集計結果>

	管区	電波利用システム	免許人数	無線局数
第3章 第4章	全国	Aシステム	1者 (関東局と近畿局で足して 2者とはならない)	2局
		Bシステム	1者	1局
第5章	関東	Aシステム	1者	1局
		Bシステム	1者	1局
	近畿	Aシステム	1者	1局

以上を踏まえると、下表のように整理される。

	第5章第●節第2款第2～6目の合計値
第5章第●節第2款第1目の無線局数	一致
第5章第●節第2款第1目の免許人数	一致

(注) 第●節は、総合通信局により異なる。

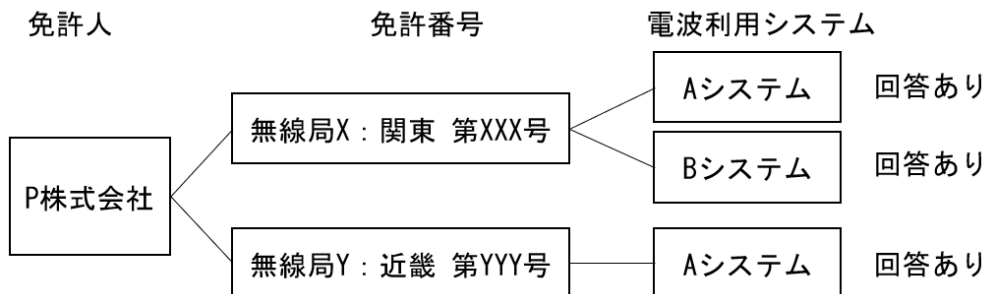
	第4章 第2～6節の合計値	第5章 第1～11節第2款第2～6目の 合計値
第4章第1節の無線局数	一致	一致
第4章第1節の免許人数	一致	不一致 (複数の総合通信局に属する免許 人の重複を排除するため)

(7) 「図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。」と記載されている図表について、集計時のポイントを説明する。

<集計時のポイント>

ポイント	内容
①	図表中の割合は、調査票の各設問に回答した免許人数の割合を示したものであり、その無線局数の割合を示すものではない。
②	免許人が、複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムで1回答として重複計上する。
③	免許人が、複数の総合通信局で電波利用システムを利用している場合、第3章ではそれらの回答を重複計上する。

以下免許人「P株式会社」を例にとる。



<システムごとの回答数>

	管区	電波利用システム	回答数
第3章	全国	Aシステム	2回答 (関東局1回答+近畿局1回答)
		Bシステム	1回答
第5章	関東	Aシステム	1回答
		Bシステム	1回答
	近畿	Aシステム	1回答

以上を踏まえると、下表のように整理される。

	第5章第1節から第11節までの 対応する設問の回答者数の合計値
第3章の各設問の回答数	一致 (複数の総合通信局に属する免許人の回答の重複を 排除していないため)

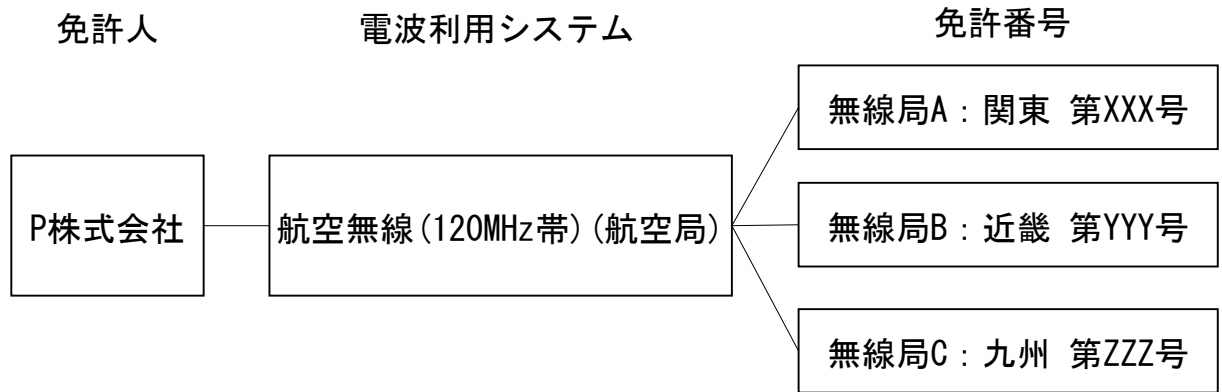
(8) 第2章(重点調査)の調査結果に関するポイントを説明する。なお、第2章の各節では、以下の重点調査システムのみについて、集計結果を掲載している。

節	電波利用システム名
第2節	航空無線(120MHz帯)(航空局)
	航空管制用無線(120MHz帯)(航空局)
	航空無線(120MHz帯)(航空機局)
第3節	市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)

<重点調査の調査結果に関するポイント>

ポイント	対象	内容
①	第2節 第3節	重点調査における調査票設問の回答単位は、免許人単位と無線局単位の2種類が存在する。(通常調査では免許人単位のみ)
②	第2節 第3節	密集度及びMHzあたりの空中線電力の集計において、無線局が、複数の集計区分にまたがる場合、又は複数の集計区分に割り当てられている場合は、それぞれの集計区分に重複計上する。本件は、注釈*2として密集度に係る図表の下、注釈*4としてMHzあたりの空中線電力に係る図表の下に記載している。

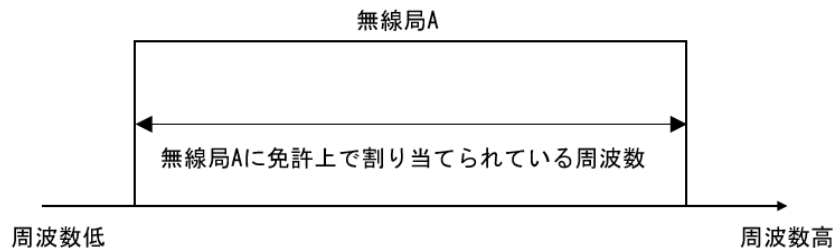
ポイント①について、以下免許人「P株式会社」を例にとる。



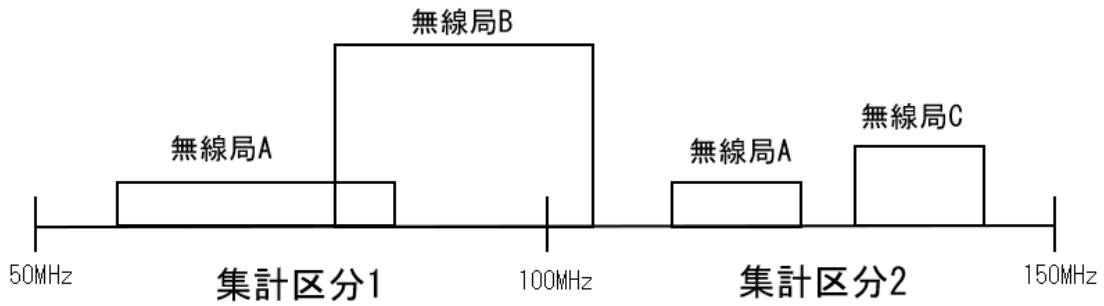
<設問の回答単位と回答数>

免許人単位回答の調査票設問 1問に対し	1回答
無線局単位回答の調査票設問 1問に対し	3回答 (無線局A, B, Cそれぞれについて回答)

以降のポイント②の例では、無線局に免許上で割り当てられている周波数を以下のよう示す。



ポイント②について、以下、無線局 A、B、C を例にとる。



無線局 B は下記の集計区分 1、2 両方に属するため、ポイント②のとおり両方の集計区分に計上する。

<集計区分ごとの無線局数及び密集度>

集計区分	無線局数	集計区分の幅	密集度
1 (50MHz 超 100MHz 以下)	2 局 (無線局 A、B)	50MHz	0.04 局/MHz (2 局 ÷ 50MHz)
2 (100MHz 超 150MHz 以下)	3 局 (無線局 A、B、C)	50MHz	0.06 局/MHz (3 局 ÷ 50MHz)

<集計区分 MHz あたりの空中線電力>

集計区分	属する無線局	空中線電力	空中線電力の合計	MHz あたりの空中線電力
1 (50MHz 超 100MHz 以下)	無線局 A	3W	9W	0.18W/MHz (9W ÷ 50MHz)
	無線局 B	6W		
2 (100MHz 超 150MHz 以下)	無線局 B	6W	11W	0.22W/MHz (11W ÷ 50MHz)
	無線局 C	5W		

(9) 周波数帯ごとの利用状況の特徴を踏まえて、5の周波数区分に区分している。各周波数区分に属する電波利用システムは次のとおりである。

周波数区分	電波利用システム
26.175MHz 以下 この周波数帯は、船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システムによる使用が主体となっている帯域であり、国際的な周波数プランに従った遠距離通信用の周波数帯となっているため、一元的に調査する。	非常呼出用(HF帯)
	その他公共業務用無線(HF帯)(固定局)
	その他公共業務用無線(HF帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	その他公共業務用無線(HF帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他一般業務用無線(HF帯)(基地局・携帯基地局)
	その他一般業務用無線(HF帯)(陸上移動局・携帯局)
	中波放送(MF帯)
	短波放送(HF帯)
	アマチュア無線(LF帯)
	アマチュア無線(MF帯)
	アマチュア無線(HF帯)
	標準電波(LF帯)
	路側通信(MF帯)(特別業務の局)
	船舶無線(HF帯)(海岸局)
	船舶無線(HF帯)(船舶局・特定船舶局)
	ラジオ・ブイ(HF帯)(無線標定移動局)
	海洋レーダー(HF帯)(無線標定陸上局・無線標定移動局)
	気象通報用無線(HF帯)(特別業務の局)
	航空無線(HF帯)(航空局)
	航空無線(HF帯)(航空機局)
	航空管制用無線(HF帯)(航空局)
航空機製造修理事業用無線(HF帯)(航空局)	
航空機製造修理事業用無線(HF帯)(航空機局)	
実験試験局(26.175MHz以下)	
その他(26.175MHz以下)	

周波数区分	電波利用システム
26.175MHz 超 50MHz 以下 この周波数帯域は、主に小型船舶による船舶通信等の近距離通信システムによる使用が主体となっている帯域であるため、一元的に調査する。	消防用無線(40MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	列車無線(27MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	無線呼出用無線(27MHz 帯)(無線呼出局)
	電気通信事業運営用無線(40MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他公共業務用無線(30MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他一般業務用無線(27MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	その他一般業務用無線(27MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	放送連絡用無線(30MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	放送連絡用無線(30MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	ラジオマイク用無線(40MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	アマチュア無線(28MHz 帯)
	電波規正用無線局(27MHz 帯)(特別業務の局)
	船舶無線(27MHz 帯)(海岸局)
	船舶無線(40MHz 帯)(海岸局)
	船舶無線(27MHz 帯)(船舶局・特定船舶局)
	船舶無線(40MHz 帯)(船舶局・特定船舶局)
	ラジオ・ブイ(40MHz 帯)(無線標定移動局)
	海洋レーダー(VHF 帯)(無線標定陸上局・無線標定移動局)
	魚群探知テレメーター(40MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	魚群探知テレメーター(40MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	グライダー練習用無線(27MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	水上無線
	実験試験局(26.175MHz 超 50MHz 以下)
その他(26.175MHz 超 50MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
50MHz 超 222MHz 以下 この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に調査する。	都道府県防災行政無線 (150MHz 帯) (固定局)
	都道府県防災行政無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	都道府県防災行政無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	市町村防災行政無線 (150MHz 帯) (固定局)
	市町村防災行政無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	市町村防災行政無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	市町村防災行政同報無線 (60MHz 帯) (固定局)
	市町村防災行政同報無線アンサーバック付き (60MHz 帯) (固定局)
	市町村防災行政同報デジタル無線 (60MHz 帯) (固定局)
	防災テレメーター (70MHz 帯) (固定局)
	防災テレメーター (移動系) (70MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	防災テレメーター (移動系) (70MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	防災相互波 (150MHz 帯)
	公共ブロードバンド (基地局、携帯基地局)
	公共ブロードバンド (陸上移動局、携帯局)
	災害対策・水防用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	災害対策・水防用無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	災害対策・水防用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	災害対策・水防用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	災害対策・水防用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	K-λ 無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	K-λ 無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	その他防災無線 (60MHz 帯) (固定局)
	その他防災無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	その他防災無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	その他防災無線 (150MHz 帯) (固定局)
	その他防災無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	その他防災無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	消防用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	気象用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	気象用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	水防道路用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	水防道路用無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
水防道路用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)	

周波数区分	電波利用システム
50MHz 超 222MHz 以下 この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に調査する。	水防道路用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	水防道路用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	水防道路用デジタル無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	水防道路用デジタル無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	道路管理用無線 (150MHz 帯) (固定局)
	道路管理用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	道路管理用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	ガス事業用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	ガス事業用無線 (150MHz 帯) (固定局)
	ガス事業用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	ガス事業用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	ガス事業用デジタル無線 (150MHz 帯) (固定局)
	ガス事業用デジタル無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	ガス事業用デジタル無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	電気事業用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	電気事業用無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	電気事業用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	電気事業用無線 (150MHz 帯) (固定局)
	電気事業用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	電気事業用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	陸上運輸用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	陸上運輸用無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	陸上運輸用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	陸上運輸用無線 (150MHz 帯) (固定局)
	陸上運輸用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	陸上運輸用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	列車無線 (60MHz 帯) (固定局)
	アナログ列車無線 (150MHz 帯) (固定局)
	アナログ列車無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	アナログ列車無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	デジタル列車無線 (150MHz 帯) (固定局)
	デジタル列車無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	デジタル列車無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
無線呼出用無線 (150MHz 帯) (無線呼出局)	
電気通信事業運営用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)	

周波数区分	電波利用システム
50MHz 超 222MHz 以下 この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に調査する。	電気通信事業運営用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	その他公共業務用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	その他公共業務用無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	その他公共業務用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	その他公共業務用無線 (120MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	その他公共業務用無線 (150MHz 帯) (固定局)
	その他公共業務用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	その他公共業務用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	非常警報用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	テレメーター用無線 (移動系) (70MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	テレメーター用無線 (移動系) (70MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	テレメーター用無線 (移動系) (160MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	テレメーター用無線 (60MHz 帯、70MHz 帯、150MHz 帯) (固定局)
	同報無線 (60MHz 帯) (固定局)
	同報デジタル無線 (60MHz 帯) (固定局)
	その他一般業務用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	その他一般業務用無線 (60MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	その他一般業務用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	その他一般業務用無線 (150MHz 帯) (固定局)
	その他一般業務用無線 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	その他一般業務用無線 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	電気通信業務用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	電気通信業務用無線 (60MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	電気通信業務用デジタル無線 (60MHz 帯) (固定局)
	FM 放送 (VHF 帯)
	FM 多重放送 (VHF 帯)
	FM 補完放送 (VHF 帯)
	V-Low マルチメディア放送 (VHF 帯)
	放送連絡用無線 (70MHz 帯) (固定局)
	放送連絡用無線 (70MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
放送連絡用無線 (70MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)	

周波数区分	電波利用システム
50MHz 超 222MHz 以下 この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に調査する。	放送連絡用無線 (160MHz 帯) (固定局)
	放送連絡用無線 (160MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	放送連絡用無線 (160MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	放送連絡用デジタル無線 (160MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	放送連絡用デジタル無線 (160MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	放送中継用無線 (60MHz 帯) (固定局)
	放送中継用無線 (160MHz 帯) (固定局)
	放送中継用デジタル無線 (60MHz 帯) (固定局)
	放送中継用デジタル無線 (160MHz 帯) (固定局)
	放送素材伝送用無線 (160MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	有線テレビジョン放送事業用無線 (160MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	有線テレビジョン放送事業用無線 (160MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	アマチュア無線 (52MHz 帯)
	アマチュア無線 (145MHz 帯)
	簡易無線 (150MHz 帯)
	デジタル簡易無線 (150MHz 帯)
	電波規正用無線局 (52MHz 帯) (特別業務の局)
	電波規正用無線局 (150MHz 帯) (特別業務の局)
	船舶無線 (150MHz 帯) (海岸局)
	船舶無線 (150MHz 帯) (船舶局・特定船舶局)
	衛星 EPIRB (120MHz 帯) (船舶局・特定船舶局)
	衛星 EPIRB (120MHz 帯) (無線航行移動局・遭難自動通報局)
	船上通信設備 (150MHz 帯) (船上通信局)
	航空無線 (120MHz 帯) (航空局)
	航空無線 (120MHz 帯) (航空機局)
	航空管制用無線 (120MHz 帯) (航空局)
	飛行援助用無線 (120MHz 帯) (航空局)
	航空関係事業用 (150MHz 帯) (基地局・携帯基地局)
	航空関係事業用 (150MHz 帯) (陸上移動局・携帯局)
	航空機製造修理事業用無線 (120MHz 帯) (航空局)
	航空機製造修理事業用無線 (120MHz 帯) (航空機局)
	航空無線データ通信用無線 (120MHz 帯) (固定局)
航空無線データ通信用無線 (120MHz 帯) (航空局)	
航空無線データ通信用無線 (120MHz 帯) (航空機局)	

周波数区分	電波利用システム
50MHz 超 222MHz 以下 この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に調査する。	航空保安用無線(航空管制を除く)(120MHz 帯)(航空局)
	飛行場情報等通報用無線(120MHz 帯)(特別業務の局)
	航空機用救命無線(120MHz 帯)(航空機局)
	ILS(75MHz 帯)(無線標識局)
	ILS(110MHz 帯)(無線航行陸上局)
	VOR(110MHz 帯)(無線航行陸上局)
	オーブコム(149MHz 帯)(移動衛星)(携帯基地地球局)
	オーブコム(149MHz 帯)(携帯移動地球局)
	無人移動体画像伝送システム(160MHz 帯)
	石油備蓄(150MHz 帯)
	中央防災(150MHz 帯)
	部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)
	公共業務用テレメータ(60MHz 帯)
	水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)
	実験試験局(50MHz 超 222MHz 以下)
その他(50MHz 超 222MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
222MHz 超 335.4MHz 以下 この周波数帯は、船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システム、防災用デジタル無線システム及び電気通信業務用ページャーシステムによる使用に限定された帯域であるため、一元的に調査する。	県防災用デジタル無線(260MHz 帯)(固定局)
	県防災用デジタル無線(260MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	県防災用デジタル無線(260MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	市町村防災行政デジタル無線(260MHz 帯)(固定局)
	市町村防災行政デジタル無線(260MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	市町村防災行政デジタル無線(260MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	消防用デジタル無線(260MHz 帯)(固定局)
	消防用デジタル無線(260MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	消防用デジタル無線(260MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他公共業務用無線(260MHz 帯)(固定局)
	その他公共業務用無線(260MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	その他公共業務用無線(260MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他一般業務用無線(250MHz 帯)(固定局)
	電気通信業務用ページャー(280MHz 帯)(無線呼出局)
	ディファレンシャル GPS(229MHz 帯)(携帯基地局)
	ディファレンシャル GPS(229MHz 帯)(携帯局)
	航空無線(250MHz 帯)(航空機局)
	航空管制用無線(250MHz 帯)(航空局)
	航空機製造修理事業用無線(250MHz 帯)(航空局)
	航空機製造修理事業用無線(250MHz 帯)(航空機局)
	飛行場情報等通報用無線(250MHz 帯)(特別業務の局)
	航空機用救命無線(250MHz 帯)(航空機局)
	ILS(330MHz 帯)(無線航行陸上局)
実験試験局(222MHz 超 335.4MHz 以下)	
その他(222MHz 超 335.4MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に調査する。</p>	都道府県防災行政無線(400MHz 帯)(固定局)
	都道府県防災行政無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	都道府県防災行政無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	都道府県防災行政デジタル無線(400MHz 帯)(固定局)
	都道府県防災行政デジタル無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	都道府県防災行政デジタル無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	市町村防災行政無線(400MHz 帯)(固定局)
	市町村防災行政無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	市町村防災行政無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	防災テレメーター(400MHz 帯)(固定局)
	防災テレメーター(移動系)(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	防災テレメーター(移動系)(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	防災相互波(400MHz 帯)
	災害対策・水防用無線(400MHz 帯)(固定局)
	災害対策・水防用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	災害対策・水防用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他防災無線(400MHz 帯)(固定局)
	その他防災無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	その他防災無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	消防用無線(400MHz 帯)(固定局)
	消防用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	消防用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	水防道路用無線(400MHz 帯)(固定局)
	水防道路用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	水防道路用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	K-COSMOS 無線(400MHz 帯)(固定局)
	K-COSMOS 無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	K-COSMOS 無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	道路管理用無線(400MHz 帯)(固定局)
	道路管理用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
道路管理用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)	
道路管理用デジタル無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に調査する。</p>	道路管理用デジタル無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	ガス事業用無線(400MHz 帯)(固定局)
	ガス事業用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	ガス事業用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	電気事業用無線(400MHz 帯)(固定局)
	電気事業用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	電気事業用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	電気事業用デジタル無線(400MHz 帯)(固定局)
	電気事業用デジタル無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	電気事業用デジタル無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	陸上運輸用無線(400MHz 帯)(固定局)
	陸上運輸用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	陸上運輸用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	列車無線(400MHz 帯)(固定局)
	列車無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	列車無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	電気通信事業運営用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	電気通信事業運営用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	固定多重通信用無線(400MHz 帯)(固定局)
	その他公共業務用無線(400MHz 帯)(固定局)
	その他公共業務用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	その他公共業務用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	タクシー無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	タクシー無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	タクシーデジタル無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	タクシーデジタル無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	テレメーター用無線(移動系)(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	テレメーター用無線(移動系)(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	テレメーター用無線(400MHz 帯)(固定局)
	アナログ地域振興用 MCA(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	アナログ地域振興用 MCA(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
デジタル地域振興用 MCA(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に調査する。</p>	デジタル地域振興用 MCA(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	地域振興波各種業務用無線局(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	地域振興波各種業務用無線局(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	その他一般業務用無線(400MHz 帯)(固定局)
	その他一般業務用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	その他一般業務用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	電気通信業務用移動多重無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	電気通信業務用移動多重無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	電気通信業務用携帯電話エントランス無線(400MHz 帯)(固定局)
	電気通信業務用空港無線電話通信(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	電気通信業務用デジタル空港無線電話通信(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)
	電気通信業務用デジタル空港無線電話通信(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	エリア放送(UHF 帯)
	デジタル TV 放送(UHF 帯)
	放送連絡用無線(400MHz 帯)(固定局)
	放送連絡用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	放送連絡用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	デジタル特定ラジオマイク(陸上・放送事業)(470MHz 超 714MHz 以下)(陸上移動局・携帯局)
	デジタル特定ラジオマイク(陸上・その他)(470MHz 超 714MHz 以下)(陸上移動局)
	放送波中継用無線(UHF 帯)(固定局)
	放送素材伝送用無線(460MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	放送素材伝送用無線(460MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	有線テレビジョン放送事業用無線(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	有線テレビジョン放送事業用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	受信障害対策中継局
	アマチュア無線(435MHz 帯)
電波規正用無線局(420MHz 帯)(特別業務の局)	
電波規正用無線局(435MHz 帯)(特別業務の局)	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に調査する。</p>	電波規正用無線局(450MHz 帯)(特別業務の局)
	簡易無線(350MHz 帯)
	デジタル簡易無線(350MHz 帯)(登録局)
	簡易無線(400MHz 帯)
	デジタル簡易無線(460MHz 帯)
	気象援助用無線(400MHz 帯)
	船舶無線(350MHz 帯)(海岸局)
	船舶無線(400MHz 帯)(船舶局・特定船舶局)
	マリンホーン(350MHz 帯)(携帯基地局)
	マリンホーン(350MHz 帯)(携帯局)
	衛星 EPIRB(400MHz 帯)(船舶局・特定船舶局)
	衛星 EPIRB(400MHz 帯)(無線航行移動局・遭難自動通報局)
	船上通信設備(400MHz 帯)(船上通信局)
	船上通信設備(400MHz 帯)(船舶局・特定船舶局)
	PLB(400MHz 帯)(遭難自動通報局)
	航空機用救命無線(400MHz 帯)(航空局)
	航空管制用無線(400MHz 帯)(航空局)
	航空関係事業用(400MHz 帯)(基地局・携帯基地局)
	航空関係事業用(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	航空機製造修理事業用無線(400MHz 帯)(航空局)
	航空機製造修理事業用無線(400MHz 帯)(航空機局)
	航空レジャー用無線(400MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)
	DCP(400MHz 帯)
	アルゴスシステム
	無線呼出用無線(400MHz 帯)(無線呼出局)
	公共業務用テレメータ(400MHz 帯)
	公共業務用水防テレメータ(400MHz 帯)
	公共業務用ヘリテレ連絡用
	公共業務用ヘリテレ連絡用(消防救急)
	公共業務用ヘリテレ連絡用(防災行政)
	中央防災(400MHz 帯)
実験試験局(335.4MHz 超 714MHz 以下)	
その他(335.4MHz 超 714MHz 以下)	